

○筑波大学医学群に置かれる学類への編入学に関する規程

〔平成17年2月24日〕
法人規程第4号

改正 平成19年法人規程第37号

平成20年法人規程第36号

平成22年法人規程第48号

平成23年法人規程第68号

平成24年法人規程第58号

筑波大学医学群に置かれる学類への編入学に関する規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第19条第2項の規定に基づき、医学群に置かれる学類への編入学について必要な事項を定めるものとする。

(医学類への編入学)

第2条 医学類に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選考の上、第2年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する医学を履修する課程を修了した者及びこれに相当する者として法人細則で定めるものを除く。）及び大学に2年以上在学し、62単位以上修得し退学した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(看護学類への編入学)

第3条 看護学類に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選考の上、第3年次に編入学を許可することができる。

- (1) 修業年限が3年の短期大学の看護関係学科を卒業した者で、看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有するもの
- (2) 修業年限が3年の看護関係の専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者で、看護師免許を取得し、又は看護師国家試験受験資格を有するもの

(医療科学類への編入学)

第4条 医療科学類に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選考の上、第3年次に編入学を許可することができる。

- (1) 修業年限が3年の短期大学の衛生技術関係学科を卒業した者で、臨床検査技師免許を取得し、又は臨床検査技師国家試験受験資格を有するもの
- (2) 修業年限が3年の衛生技術関係の専修学校の専門課程(文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者で、臨床検査技師免許を取得し、又は臨床検査技師国家試験受験資格を有するもの
- (3) 外国の大学を卒業した者で、生命科学の分野を履修したもの
- (4) 外国の3年制の短期大学を卒業した者で、生命科学の分野を履修したもの
- (5) 大学(外国の大学を除く。)に2年以上在学し、生命科学の分野を履修して、62単位以上修得した者
- (6) 大学、短期大学又は高等専門学校で生命科学に関する学科を卒業した者
- (7) 学校教育法第132条の規定に該当する者で、生命科学の分野を履修したもの

附 則

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平19.4.16法人規程37号)

- 1 この法人規程は、平成19年4月16日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学医学専門学群に置かれる学類への編入学に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程の一部を改正する法人規程(平成19年法人規程第27条)附則第4条の規定により存続する医学専門学群看護・医療科学類に編入学を許可する場合にあっては、第1条中「医学群」とあるのは「医学専門学群」と、第3条中「看護学類又は医療科学類」とあるのは「看護・医療科学類」と読み替えるものとする。

附 則 (平20.4.1法人規程36号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平22.9.28法人規程48号)

この法人規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平23.10.28法人規程68号)

この法人規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平24.10.22法人規程58号)

この法人規程は、平成24年11月1日から施行する。